

行政の焦点

令和3年9月15日施行

脳・心臓疾患の労災認定基準が改正されました

業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等については、平成13年12月改正した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」に基づき労災認定を行ってきました。今回の改正は認定基準の改正から20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえた検証を行い、検討した結果を踏まえて新たに定められたものです。

☆ポイントその1

長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

改正前、発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

改正後、上記の時間に至らなかった場合も、**これに近い**時間外労働を行った場合には、「**労働時間以外の負荷要因**」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

☆ポイントその2

長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因について見直し、**赤字**の項目を新たに追加しました。

◆勤務時間の不規則性

◇拘束時間の長い勤務

◇休日のない連続勤務

◇勤務間インターバルが短い勤務

◇不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務

※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます

◆事業場外における移動を伴う業務

◇出張の多い業務

◇その他事業場外における移動を伴う業務

◆心理的負荷を伴う業務

※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました

◆身体的負荷を伴う業務

◆作業環境 ※長期間の過重業務では付加的に評価

◇温度環境

◇騒音

☆ポイントその3

短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました

業務と発症との関連性が強いと判断できる場合として、以下の例を示しました。

◆短期間の過重業務

- ◇発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
- ◇発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合

◆異常な出来事

- ◇業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
- ◇事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合
- ◇生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
- ◇著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合
- ◇著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合

☆ポイントその4

対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加しました

改正前、不整脈が一義的な原因となった心不全症状等は、対象疾病の「心停止（心臓性突然死を含む）」に含めて取り扱っていました。心不全は心停止とは異なる病態のため、新たな対象疾病として「**重篤な心不全**」を追加しました。「重篤な心不全」には、不整脈によるものも含まれます。

<参考> 脳・心臓疾患の労災補償について(厚生労働省ホームページ)



「令和3年版 過労死等防止対策白書」を公表

厚生労働省

～ 自動車運転従事者や外食産業についての過労死等の要因などについて分析 ～

政府は、過労死等防止対策推進法に基づき、「令和2年度 我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」（令和3年版 過労死等防止対策白書）を閣議決定しました。

「過労死等防止対策白書」は、過労死等防止対策推進法の第6条に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書です。6回目となる今回の白書の主なポイントは以下のとおりです。

「令和3年版 過労死等防止対策白書」の主なポイント

1. 本年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（以下「大綱」という）の変更経緯やその内容について報告。
2. 大綱において定める重点業種等のうち、自動車運転従事者、外食産業に関する労災認定事案の分析など、企業における過労死等防止対策の推進に参考となる調査研究結果（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）を報告。
3. 長時間労働の削減やメンタルヘルス対策、国民に対する啓発、民間団体の活動に対する支援など、昨年度の取組を中心とした労働行政機関などの施策の状況について詳細に報告。
4. 企業でのメンタルヘルス対策や勤務間インターバル制度の導入など、過労死等防止対策のための取組事例をコラムとして紹介。

厚生労働省では、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」の実現に向け、引き続き過労死等防止対策に取り組んでいきます。